平成２８年（フ）第８５６号
千葉県浦安市富士見３丁目４番15―103号
プレジデントハイム
債務者　服部　良二
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９１４号
千葉県市川市河原10番１―101号（Ｅａｓｔ・Ｓｉｄｅ719）
債務者　田島　昭一
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９１５号
千葉市美浜区磯辺５丁目４番１棟406号
債務者　矢加部　宏
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９１９号
千葉県市川市南大野２丁目29番５号（パルコーポ及川205）
債務者　大里　力男
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９３１号
千葉県市川市大町431番地１（ロイヤルプラザ市川大町501号）
債務者　中村まき絵
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９６０号
千葉県船橋市薬円台４丁目10番４棟205号
債務者　山岸　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５８号
長野県上田市上田2518番地２　斉藤住宅
債務者　小泉　宏子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第２７５号
岐阜県関市武芸川町谷口1305―１、住民票上の住所岐阜県関市武芸川町谷口1447番地１
債務者　平下　孝久
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５４０号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の１　５番館402号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中７丁目１番地の５ウエストコート11番街1414号
債務者　カーンザフールこと　ＫＨＡＮ　ＺＡＨＯＯＲ
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０７号
神戸市長田区駒ケ林町２丁目９番４号筒井文化201号
債務者　中川二三夫
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３６号
兵庫県三木市大村1122番地　プレリビイエール103号
債務者　牧　　真弓（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７５４号
兵庫県三田市学園３丁目２番地　Ｉ棟313号
債務者　冨嵜　修平
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９５号
兵庫県宝塚市福井町17番15号、前住所兵庫県宝塚市川面６丁目４番８号　202
債務者　福本　雅是
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
兵庫県宝塚市福井町17番15号、前住所兵庫県宝塚市川面６丁目４番８号　202
債務者　福本　雅英
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５４１号
兵庫県西宮市津門宝津町９番13号
債務者　永田　博子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９９号
長崎県長崎市大園町14番２―402号
債務者　大串美代子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係